

田川市春日神社「岩戸神樂」の系譜

佐々木 哲哉

豊前國田川郡弓削田庄領守神春日神社

田川市春日神社は、武總鎌命・經津主命・天児屋根命・比売大神を祀つて、旧称春日四所大明神。近世には豊前國田川郡弓削田六村（宮尾弓削田村・上西弓削田村・下西弓削田村・河原弓削田村・見立村・後藤寺町）の産土神であった。この地域は、中世末期には周防大内氏の治下にあり、岡ヶ原城築造前に入国した細川氏が慶長六年（一六〇一）に實施した國中檢地では、弓削田村として一村構成をとつていた。さらに遡れば、鎌倉末期のものと推定される「拔閑家渡領目録」（九条家文書）には「法勝寺領（中略）弓削田庄 年貢米三百升五石余」とあって、弓削田庄の名が見え、平安末期には拔閑家領、すなわち藤原氏の庄園として成立をみていたことが窺われる。「年貢米三百升五石余」は、ほぼ慶長年間の弓削田村一村にあたると見て差支えなかろう。

拔閑家領として成立した弓削田庄に、藤原氏の祖神・崇敬神としての春日四所大明神が庄園鎮守神として供詣されたことは極めて当然の成り行きといわねばなるまい。現在春日神社に残る最古の文書は、「元龟二年辛未三月七日 二村對馬守里祖 花押」と末尾に記さる。年貢米三百升五石余」とあって、弓削田庄の名が見え、平安末期には拔閑家領、すなわち藤原氏の庄園として成立をみていたことが窺われる。「年貢米三百升五石余」は、ほぼ慶長年間の弓削田村一村にあたると見て差支えなかろう。

拔閑家領として成立した弓削田庄に、藤原氏の祖神・崇敬神としての春日四所大明神が庄園鎮守神として供詣されたことは極めて当然の成り行きといわねばなるまい。現在春日神社に残る最古の文書は、「元龟二年辛未三月七日 二村對馬守里祖 花押」と末尾に記さる。年貢米三百升五石余」とあって、弓削田庄の名が見え、平安末期には拔閑家領、すなわち藤原氏の庄園として成立をみていたことが窺われる。「年貢米三百升五石余」は、ほぼ慶長年間の弓削田村一村にあたると見て差支えなかろう。

拔閑家領として成立した弓削田庄に、藤原氏の祖神・崇敬神としての春日四所大明神が庄園鎮守神として供詣されたことは極めて当然の成り行きといわねばなるまい。現在春日神社に残る最古の文書は、「元龟二年辛未三月七日 二村對馬守里祖 花押」と末尾に記さる。年貢米三百升五石余」とあって、弓削田庄の名が見え、平安末期には拔閑家領、すなわち藤原氏の庄園として成立をみていたことが窺われる。「年貢米三百升五石余」は、ほぼ慶長年間の弓削田村一村にあたると見て差支えなかろう。

春日神社の岩戸神樂は、その起源については必ずしも明らかでないが、元龟二年（一五七二）から文化十三年（一八一六）までの春日大明神に対する寄進の事績を記した「豊前國田川郡弓削田庄春日大明神官帳」（年号不詳）には、慶安三年（一六五〇）に「面七面奉彩色也」と見え、天和三年（一六八三）には疫病鎮除の御願成就と

春日神社の岩戸神樂

ものは、戰時に一時中断されていたのを、昭和四十五年に保存会を結成して復活させたものという。現在は五月（第三土・日曜）の神幸祭と、七月下旬の夏越祭り、十月末日の「神待ち」（最近では休日を選んで十一月三日）の日に奉納されており、そのほか九月から十一月にかけて、田川市郡・京都郡・行橋市などの神社の祭礼にも招かれて奉納している。

現行神樂の演目は、昭和八年に当時の神樂座の人々が旧米の口伝をもとに三十三番の演目によどめたという『御神樂之菜』（津川鹿信津川秀雄集録）によっているが、そのうち、別表1に表示した約二十番が繼承されている。

『御神樂之菜』は最初の「清祓之舞」を加えると実際には三十四番となるが、このうち連続するものを一つの演目によどめたり、配役の組合で若干の入れ替えがあつたりして、必ずしも毎年同一演目、同一順序にはなっていない。しかし毎年ほぼ十二番、三時間半程度舞われている。ちなみに平成元年五月の神幸祭で舞われた演目を記すと次のとおりである。

1. 清祓の舞 一人舞で約十分 格衣・白袴・烏帽子。

三方に錢米を散せて登場、拔詞を奏上したのち、舞いながら四方に錢米を撒いて被う。

2. 四神の舞（現在は五行の舞と称している）四人舞 約十五分

いずれも格衣・白袴・烏帽子。格衣の色は木神・火神・金神・水神の順に青・赤・白・黒、採物は四神ともに錦・扇。それぞれが司

止され、県内でも氏子組織、もしくは嘉組・遠賀両郡のようになしく組織された神職会によって受け継がれたものだけがかるうじてその命脈を保つてはいるが、春日神社でも氏子組織によってそれが受け継がれていた。復活の時期は明らかでないが、現在繼承されている

別表1 **御神樂之舞** 演目一覧
(○印が現在繼承されている演目)

る東西南北の順に登場して、東方より一神一歌を奏しながら舞う。

- 3、土神・風神の舞（風神之舞と土神之舞をあわせたもの）二人舞 約十分

風神は格衣・白袴・鳥帽子、採物は幣一本。土神は黄色の狩衣に縞目の裁着袴、毛頭に赤い面、しかん杖を持つ。風神・土神の掛け合ひのあと、両神が争いながら激しい動きで舞う。

- 4、花神樂の舞（花神之舞）四人舞 約十五分

東西南北の諸神が、格衣・白袴・鳥帽子に扇を携え、散華をしながら優雅に舞う。

- 5、方位鎮めの舞（一本太刀の舞）四人舞 約十五分

東西南北の諸神。白衣・白袴・毛頭（三神は白、二神は黒）。

- それぞれに太刀を探り勇壮に舞う。

- 6、鎮めの舞（両太刀の舞）一人舞 約十分

白衣・白袴に白の毛頭の一人が太刀二本を持って、激しく太刀を振りながら舞い、太刀の切つ先を腹やのどに当ててトンボをきつたりする。

- 7、御敷斗の舞 一人舞 約六分

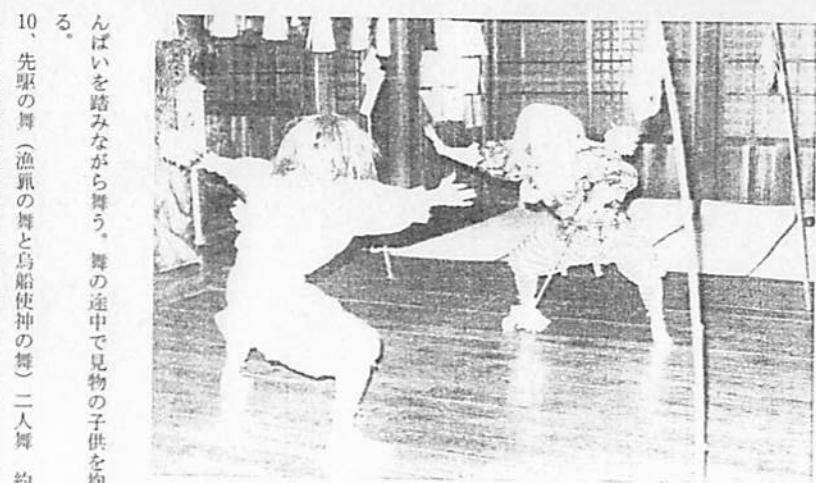
格衣・白袴・鳥帽子の装束で、両手に米を入れた折敷をのせて、中の米をこぼさないように身体を回転させながら舞う。

- 8、弓取りの舞 四人舞 約十分

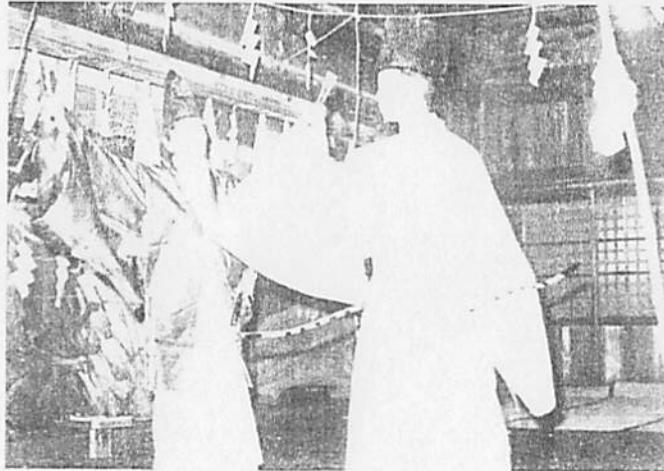
狩衣に白袴・鳥帽子。扇と弓を手にして優雅に舞う。

- 9、両鬼の舞 二人舞 約十五分

千早・哉音袴・赤しやぐま・赤面の赤鬼が、しかん杖を持ってへ



両鬼の舞（昭和48年）



弓取の舞（昭和48年）

くをかぶり女面をつけた天祖女命が出て小舞を舞う。そのあとに赤

面を着けた猿田彦命が鉾を持って登場し、三者の間に天孫降臨に関する問答があつて、最後に猿田彦命だけが残って舞う。約十五分。

- 12、岩戸の舞 一人舞 約十分

手力男命が千早（大袖）に哉音袴のいでたちで面をかぶり、幣を持って登場。しばし勇壮な舞を舞つたのち、岩戸を開く。

一応、この十二番が基本的に舞われているものであるが、このほかに柳の舞・太玉の舞・先駆の舞（本来のもの）・岬の舞・轟登之舞などが保存会で受け継がれているという。しかし、上演が三時間以上にもなると、見物の者も少なくなるので、ほぼ十二番程度に留めているとのことである。

岩戸神樂の流伝

春日神社の神樂は、「宮帳」の記載によれば前述のように江戸初期に廻ることになるが、もしそうだとしても、当初から現在の形の岩戸神樂が存在していたとは考えられない。近世における春日神社の神樂を冠する手掛かりとなるものには、神社に伝存されている「里神樂全書」と表書きを施した近世中期以降のものと思われる写本がある。これをさきの昭和八年に編述された『御神樂之集』と比較するとき、演目の内容に多少の違いがあるものの、かなりの共通する部分が認められる。のことからすれば、現行春日神社の岩戸神樂の系譜を辿るには、まずこの「里神樂全書」から検討してみる必要があるうかと思われる。

注目されるのは、この「里神樂全書」は本文の標題に「里神樂本

モラスに飼釣りの所作をする。本来の先駆の舞とは異なる。

- 11、猿田彦の舞（言間之舞・猿田彦之舞・猿女之舞を合わせたもの）三人舞

最初に中臣神が御幣を手にして登場、小舞を舞う。次いでようら

別表2. 関連諸神楽演目

末」とあって、その内容が直方多賀神社の大祝青山敏文によつて編述された「御神楽本末」と殆ど同文であることである。青山の「御神楽本末」は、その原本が多賀神社に伝存されていないが、柏屋郡宇美八幡宮と香椎宮に写本が伝えられており、宇美八幡宮のものには、序文の末尾に「宝永元年（一七〇四）陽月既望 多賀大祝利文謹書」とあつて、本文は「神楽場祓之次第」に統き「里神楽目録」として十五曲の演目が掲げられ、それぞれについて神楽歌と問答の詞章が記されている。そしてその内容は現行宇美神楽にもつとも忠実に受け継がれている。『直方市史』によれば、編者の青山敏文は寛文十一年（一六七一）の生まれ、若くして荷田春満に師事して吉田神道の奥秘を極め、西国における国学・神道の首唱者であったといふ。宝暦四年（一七五四）歿。『多賀神社誌』には多賀神社中興の祖となり、「嘗て上京の際、内侍所の神楽の秘曲皆伝を受け、帰郷の後遠近の同好者に伝授せしにより大いに弘まり、以て直方流と称へ尊重せり」と記されている。ところで、この「直方流」であるが、筑前領内に現存している神楽を通覧した中では、筑前東部の鞍手・嘉穂・粕屋・遠賀・宗像各郡の神楽の中に「御神楽本末」との類似点が認められ、同じ筑前領内でも、西部の糸島・那珂・御笠各郡に流布しているものとの間には一線が画されているもののように見受けられる。このことは、筑前領内の神社が、もと黒田藩の命によつて志摩郡桜井神社の支配下に置かれていたことと関連があろうかと思われるが、そうした桜井神社の支配地域の中に直方流の神楽が浸透して、前述のような広がりを示したものと考えられる。

(旧那珂郡) 伏見神社の岩戸神楽は、糸島郡前原町大祖神社の大祖神樂・筑紫野市山家(旧御笠郡) 宝満宮の岩戸神楽との間に共通性があり、宇美神楽は柏原郡篠栗町若杉大祖神社の大祖神樂・鞍手郡鞍手町六獄神社の室木神楽や、嘉穂郡・遠賀郡の神職会に伝承されている「直方流」の伝播を裏付ける現象といえよう。

そこで、春日神社における『御神楽之采』と青山の「御神楽本末」とを比較するとき、演目の中で著しい一致を見せてているのが、「五行」と「天孫降臨(猿田彦の舞)」で、神楽歌・問答の詞章等は全く同文と言つていい(別表2)。しかし、他の演目についてはそれに匹敵するほどの類似点が見出せない。注意を引かれるのは、「御神楽本末」にはこの「五行」と「天孫降臨(猿女衛舞曲)」が享保十一年(一七二六)に新たに加えられたと、青山自身の注記が施されていることである。いわゆる「直方流」の神楽が確立されたのはこの時点ではなかつたろうか。そこで考えられることは、春日神社には、以前からそれなりの神楽が存在していて、それに江戸中期、青山の「御神楽本末」が加わって、新たに再編成されたのではないかといったうことである。『御神楽之采』のうち、最後にある「岩戸之舞」は「御神楽本末」のものとは全く異質で、笛・太鼓の旋律・リズムもこれだけが他の演目と異なっている。また、花神之舞や、剣の舞のうちに含まれている岬の舞、鎖之舞(両太刀之舞)、手草之舞(採物神楽)などには他の豊前神楽と共通の要素がみられる。あるいは

別表2には関連諸神楽の演目を掲げたが、このうち筑紫郡那珂川町（旧那珂郡）伏見神社の岩戸神楽は、糸島郡前原町大祖神社の大祖神楽、筑紫野市山家（旧御笠郡）宝満宮の岩戸神楽との間に共通性が見られ、宇美神楽は柏原郡篠栗町若杉大祖神社の大祖神楽、鞍手町六獄神社の室木神楽や、嘉穂郡・遠賀郡の神職会に伝承されている神楽との間に類似点が見られる。『多賀神社誌』に記されている「直方流」の伝播を裏付ける現象といえよう。

これらが「御神樂本末」の加わる以前からの、田川郡神職御樂の歴史であるのかもしれない。

赤幅神業から伝授を受けたという赤村大内田の岩戸冲業とは明確に一線が画されている。

春日神社に青山の「御神樂本末」が伝えられたいきさつは明らかでないが、社家どうしの繋がりと考えるよりほかはない。直方多智神社の大祝音山敏文は、前述のように吉田神道に所屬し、第前における国学・神道の首唱者であった。一方の春日神社でも、承応二年（一六五三）に大宮司重頼吉次が京都吉田家より神道裁許状を受け、以降代々総目裁許状を受けている。（春日大明神由緒井世代書）。双方ともに吉田神道に所屬していたということになる。吉田神道が神道思想鼓吹のために神楽に神話劇を加え、それが里神楽として地方に普及したのは江戸中期のこととなる。

田川市春日神社の現行岩戸神楽は間に二度の中絶期があつただけに、ある程度の変容をきたしていることは当然考えられることである。しかしその主要な部分については、神楽歌や問答の詞章等から見て、近世里神楽の内容が比較的崩されずに伝承されているのを認めることができる。しかも、それが豈前系の神職神楽に筑前系の直方流神楽が混入したという特異な伝承形態を持つものだけに、西城を得るならば、保存会の方々の熱意により、この神楽が現在の姿そのままで末永く伝承されて行くことを願つてやまない。

直面の採物(拂・幣・劍・弓・錘・鈴)神楽を中心としたものであったことが、「同書およびその序文から窺われる」。そうした近世里神楽成立の経過から見て、同じ吉田神道社家どうしの因わりから、享保期以降、在来の春日神社大宮司重藤氏を中心とした田川郡の社家による神職神楽に、隣接の鞍手郡から番界を超えて直方流が流入したのではなかつたかと思われる。その点からすれば、春日神社の岩戸神楽は、豊前系とはいながら全教・京都・篠上各郡に広く分布している、赤崎神楽に代表されるいわゆる豊前神楽とは別の要素を持つているということになる。同じ田川郡にありながら、近代になつて

註(二)「田川市安政四年」(一)「田川市安政四年」(二)「田川市安政四年」(三)「田川市安政四年」(四)

天和三月六日 開神奈川縣奉建立 沢田村 中西式鐵道
開主 岩井利田社頭庄子
開主 小笠原守江守公御 佐波長久右衛門御安全所管印
右之記入へ去る後室三乙卯世上大役使人民衆等國へ於時防護使伊藤寅吉所安
昌昌安定計画升給者材中静乃民安全事務權力加減改々取扱事中起田事件本題
第一号

中花中	官尼	抬左右西
上花田	喜五母	
下花田	妙七	
同原同解田	必平	
见立村方田	都媒	

森寄酒	右近酒州	神主	伊原村内酒主
況因酒主	之次也	佐藤令司	其元金兵衛
千歲安永八日庚午十一月廿一日		神主	伊藤因縫守
		佐藤上田三	佐藤上田三
森寄酒	大藏太次郎		

貞政三年壬午秋九月廿日
一、春香送 岩戸西平力勇心
川端昭南田村 榎田 利八
人形町五丁目土蔵渡辯天石右衛門手下

以下、水代勝彦著「七十年代の政治小説」(昭和40年～昭和51年)を
③「田川市史 民政篇」(編集・著者) (昭和45年刊行) (市立図書館蔵)

承応二年六月五日経日検討。又田所殿二始子、官位仕官二付社寺出入至吟跡可中旨
以御通書故仰付申二付。都内社院内田村打野吉昌院年上忌延忌占社祭迄御詔勅御用
右石碑釋文「西日本佛像集の研究」徳友社 四五四・西角井正大「民俗系田人門」文庫

編集後記

会誌の編集、発行はこんなにも難しく、労多いものであらうか。正面な感想です。

昨年に引き続き編集委員会で議論となつたのは、「どうすれば市民に読まれるか。」でした。研究成果の科学性を追求し専門性を心がければ、専門用語が多用され、一般読者にとっては難解な文章となりましよう。

逆に平易な文章で綴れば、多くの紙面を必要とします。研究と啓蒙を同時に行うのは容易なことではないのです。

しかし、研究発表はまず会誌が読者の手元にあって、読まれなければ価値は生じないのありますから、ただ発行すれば良いわけではないでしょう。科学的な姿勢で内容があり、なおかつ読みやすい会誌とは、会員と執筆者、読者とが一体になって造りあげていくものであります。御意見、御叱責をお願いしたいものです。

今号も、田川地域の歴史・自然を記録し、今後の研究素材となる資料・論文・講座などを掲載することができました。執筆いただいた方々に感謝申し上げます。また会誌の編集・発行におしみない協力をいただいている是澤印刷所の方々にお礼申し上げます。

(文責 小方 祐宏)

「郷土田川」第34号

1991(平成3)年3月31日発行

編集／発行 田川郷土研究会

〒825 福岡県田川市新町11

田川市立図書館内

☎ (0947) 41-0384

発行人 泉 潔

印刷所 是澤印刷株式会社

〒825 田川市伊加利(白鳥工業団地)

☎ (0947) 41-1646(代)